

沖縄県保育士確保対策強化事業 公 募 要 領

本手続きは、次年度当初予算成立及び国庫支出金に係る予算使用を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じる事業である。

従って、国会及び県議会において当初予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しない。

また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、企画提案書特定の通知を延期する場合がある。

沖縄県こども未来部子育て支援課

1 委託事業名

沖縄県保育士確保対策強化事業

2 目的

沖縄県は、誰もが安心して子育てができる環境の実現を目指し、保育所入所待機児童を生じさせないため、市町村、保育団体、保育所等（保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う施設をいう。以下同じ。）、保育士養成施設及び保育団体（以下「保育関係事業者等」という。）と連携し、保育士の確保及び定着促進を図り、安定した保育の提供体制の構築を総合的に実施するため、沖縄県保育士確保対策強化事業（以下「本事業」という。）を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

※契約期間は予算の関係上1年以内となるが、本提案に当たっては2年間の事業計画及び経費見積もりを記載すること。

ただし、2年間の契約を保証するものではないことに留意すること。

※本事業の受託にあたっては、契約締結の日から、直ちに、業務委託仕様書で定める内容について実施できるよう、実施体制を整えること。

4 予算額

108,030,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

5 委託業務の主な内容

(1) 保育士・保育所総合支援センター（以下、「センター」という）を設置し、以下の内容の事業を実施すること。

ア 保育士の確保を目的とした就労斡旋、助言等

イ 将来の保育士の担い手確保のための魅力発信

ウ 保育士のための労働環境改善支援

エ 保育所等の経営安定化・労働環境改善の支援

(2) その他本事業の実施に関し必要な業務

6 業務委託仕様書

別添業務委託仕様書を参照

7 参加資格

次の要件の全てを満たす法人（法人格を持たない任意団体を含む。以下同じ。）又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 沖縄県内に事務所を有する法人であること。
- (2) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 2 項に定められている「無料の職業紹介」を行うための要件を備えている法人であること。
- (3) 県内の保育関係事業者等と連携が図れる法人であって、かつ、保育行政を熟知している者等本事業を実施する上で必要とされる能力を有する者を本事業の専任職員として配置することができる法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、本公募に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、又は以下に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、これらに該当しないことについて、誓約書を提出する必要がある。

また、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である者

イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接若しくは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

- (8) 県税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (9) 労働関連法令を遵守していること。

(10) 共同企業体の場合は、次の要件の全てを満たすこと。

ア 上記(1)から(3)について、構成員のうちいずれかの法人がこの要件を満たすこと。

イ 上記(4)から(9)について、構成員の全ての法人がこの要件を満たすこと。

ウ 管理法人を置くこと。管理法人は、本事業の進捗管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表するものとする。

エ 構成員は、本事業の企画提案において、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、法人単体での応募を行うことはできない。

8 企画提案書

本事業の企画提案書は、別添の業務委託仕様書の内容を全て満たすものとし、かつ、次に掲げる要件に留意し、提出するものとする。

(1) 企画提案書は任意様式にて、原則 A 4 版 30 頁以内とし、日本語による提案書とする。

(2) 企画提案書には、仕様書を踏まえ、以下の項目を具体的に記載すること。

ア 実施体制及び職員の職務経歴及び選任理由等に関すること。

イ 実施スケジュール及び多くの事業を計画的に実施するために配慮すべき視点について。

ウ 処遇改善の実績等を踏まえ、潜在保育士へ効果的に周知するための具体的な方法について。

エ 人材バンクによるマッチングの効果的な方法について。

オ 小規模離島町村で保育士を安定的に確保するためのホームページの効果的、具体的なイメージについて。

カ 合同就職説明会において多くの求職者を参加させるための方法及び効率的に準備作業を行うための方法について。

キ 就労斡旋や労働環境改善支援における専門家による相談業務の成果について、件数以外で可視化するための具体的な方法について。

ク その他待機児童を生じさせない、保育士を確保するための独自事業の提案がある場合は、実施内容を記載すること。（予算額以内）

(3) 企画提案書において、連携先等の具体的な法人の名称等を記載する場合は、企画提案事業者において、先方の了承を得ること。

9 申請書類一覧及び提出部数

本事業の企画提案に関する申請書類及び提出部数は、以下のとおりとする。

(1) 【様式 1】 企画提案意思確認書 1 部

※共同企業体の場合は、共同企業体協定書（任意様式：写し）を添付すること。

(2) 【様式 2】 質問事項（メール）

(3) 【様式 3】 企画提案応募申請書 1 部

※企画提案応募申請書に以下のウ～カの添付書類を一式にまとめて提出すること。

なお、ウ 経費見積書、エ 企画提案書、オ 実施体制図及びカ 決算書は、一式とは別に 8 部提出すること。

ア【様式 3-1】 会社概要 1 部

イ【様式 3-2】 業務実績 1 部

※業務実績については、可能な限り、契約書の写し及び実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認の上、提出すること。

ウ【様式 3-3】 経費見積書 計 9 部（一式 1 部、別途 8 部）

※経費見積書の明細（任意様式）を別途添付すること。

エ【任意様式】 企画提案書 計 9 部（一式 1 部、別途 8 部）

※「8 企画提案書」を確認すること。

オ【任意様式】 実施体制図 計 9 部（一式 1 部、別途 8 部）

カ 決算書 計 9 部（一式 1 部、別途 8 部）

※直近 3 カ年の貸借対照表及び損益計算書

(4) 【別添様式】 誓約書 1 部

(5) 職業安定法第 30 条または 33 条に基づく職業紹介事業許可証の写し 1 部

(6) 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

ア 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書 1 部
（発行後 3 ヶ月以内のもの）

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 1 部
（発行後 3 ヶ月以内のもの）

※共同企業体の場合は、上記(3)ア【様式 3-1】会社概要、イ【様式 3-2】業務実績、カ 決算書、(4) 【別添様式】誓約書、(6) 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類について、構成員ごとに提出すること。

10 申請書類の提出場所及び提出方法

提出先は沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課（沖縄県庁 3 階）とし、提出方法は以下のとおりとする。

なお、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとし、郵送の場合は、到着確認が可能な手段によること。

(1) 次の提出物は、持参、郵送のいずれかにより提出すること。

- ・【様式 1】企画提案意思確認書
- ・【様式 3】企画提案応募申請書等（一式及び添付書類）
- ・【別添様式】誓約書
- ・職業安定法第 30 条または 33 条に基づく職業紹介事業許可証の写し
- ・県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

(2) 【様式 2】質問事項（様式 2）

メールにより提出すること。

11 スケジュール

(1) 質問事項の受付期間

公募開始日から令和 8 年 3 月 3 日（月）17 時まで

※質問に対する回答は、随時、子育て支援課 HP に掲載する

(2) 【様式 1】企画提案意思確認書、【様式 3】企画提案応募申請書等の提出期限
令和 7 年 3 月 7 日（金）17 時必着

(3) 事業者選定委員会

令和 7 年 3 月 17 日（月）

※企画提案を行う法人によるプレゼンテーションを予定しています。

(4) 委託事業者決定

令和 7 年 4 月 1 日（火）

12 選定方法

事業者選定委員会において、企画提案書の書類審査及びヒアリングに基づく評価を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。当該順位の第 1 位である法人と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該法人と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第 1 位の法人と協議が至らなかった場合は、次順位以降の法人と委託契約に関する協議を行うものとする。

13 評価項目

選定委員会においては、主に次の事項等について審査する。

- (1) 実施体制及び職員の職務経歴及び選任理由等に関すること。
 - ア 事業目的を達成するために必要な体制となっており、必要な人員数が確保できる見込みとなっているか。
 - イ 資格や経験、ノウハウを有するなど、事業目的を達成するために必要な人材が提案されているか。
- (2) 実施スケジュール及び多くの事業を計画的に実施するために配慮すべき視点について。
 - ア 作業量を考慮し、適切な期間が設定されているか。
 - イ 事業の進捗管理など、計画的な事業実施を考慮した内容となっているか。
- (3) 処遇改善の実績等を踏まえ、潜在保育士へ効果的に周知するための具体的な方法について。

潜在保育士への周知方法が適切かつ効果的か。
- (4) 人材バンクによるマッチングの効果的な方法について。
 - ア 利用者（保育所等、求職者）側の利便性に配慮しているか。
 - イ 作業量を考慮した効率的な作業内容か、また、即応性があるか。
 - ウ 人材バンクのデータ更新は適切か。
- (5) 小規模離島町村で保育士を安定的に確保するためのホームページの効果的、具体的なイメージについて。
 - ア 見やすい構成など工夫されているか。
 - イ 効果が期待できるか。
- (6) 合同就職説明会において多くの求職者を参加させるための方法及び効率的に準備作業を行うための方法について。
 - ア 多くの求職者を参加させるための工夫が提案されているか。
 - イ 各地域に配慮した場所、回数となっているか。
 - ウ 作業量を考慮した効率的な作業内容となっているか。
- (7) 就労斡旋や労働環境改善支援における専門家による相談業務の成果について、件数以外で可視化するための具体的な方法について。
 - ア 相談業務の成果を対外的に示すための具体的な内容となっているか。
 - イ 最低限度の作業負担となっているか。
- (8) その他待機児童を生じさせない、保育士を確保するための独自事業の提案がある場合は、実施内容を記載すること。
 - ア 具体性、実現性はあるか。
 - イ 効果が期待できるか。

14 その他

- (1) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えは、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用等、本事業の企画提案に要する経費については、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (4) 委託事業者の選定に関する審査内容及び審査経過等は公表しない。
- (5) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (6) 採用された企画提案書等については、委託契約の締結に関する協議において、内容や経費の見直し等を求める場合がある。
- (7) 契約締結の際は、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）第 101 条第 1 項に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に契約保証金として納付しなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (8) 契約期間は予算の関係上 1 年以内となるが、本提案に当たっては事業の予定期間である令和 7 年度までの 2 年分の事業計画及び経費見積もりを記載すること。

ただし、2 年間の契約を保証するものではないことに留意すること。

- (9) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ① 提出書類の提出が、期限を過ぎた場合。
 - ② 提出書類に虚偽の内容がある場合。
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合。
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合。
 - ⑤ その他予め示した事項に違反した場合。

15 問い合わせ先

沖縄県こども未来部子育て支援課（担当：玉城）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 3 階

TEL 098-866-2457

FAX 098-866-2433

E-mail aa031305@pref.okinawa.lg.jp